

鳥取県告示第213号

鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立生涯学習センターの利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、平成21年4月1日から施行する。

平成18年鳥取県告示第255号（鳥取県立生涯学習センターの利用料金について）は、平成21年3月31日限り、廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料等

区 分	社会教育活動のために利用する場合		社会教育活動以外のために利用する場合	
	施設利用料	冷暖房料	施設利用料	冷暖房料
ホ ー ル	1時間につき 2,500円	1時間につき 500円	1時間につき 5,000円	1時間につき 1,500円
講 義 室	1時間につき 1,000円	1時間につき 200円	1時間につき 1,900円	1時間につき 600円
パ ソ コ ン 研 修 室	1時間につき 350円	1時間につき 70円	1時間につき 700円	1時間につき 210円
大 研 修 室	1時間につき 480円	1時間につき 90円	1時間につき 800円	1時間につき 240円
中 研 修 室	1時間につき 290円	1時間につき 50円	1時間につき 500円	1時間につき 160円
小 研 修 室（洋室）	1時間につき 200円	1時間につき 40円	1時間につき 300円	1時間につき 100円
小 研 修 室（和室）	1時間につき 200円	1時間につき 40円	1時間につき 300円	1時間につき 100円
ロ ビ ー ・ ホ ワ イ エ	1平方メートル 1日につき 30円	—	1平方メートル 1日につき 50円	—
団 体 交 流 室	1平方メートル 1月につき 1,330円	施設利用料の100分の35に相当する額（1円未満の端数は切り捨てるものとする。）	—	—

備考

- 1 ホール、講義室、パソコン研修室又は研修室の利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ロビー・ホワイエの利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1日未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1日未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1日として計算するものとする。
- 3 団体交流室の利用面積若しくは利用期間が1平方メートル未満若しくは1月未満であるとき、又は利用面積若しくは利用期間に1平方メートル未満若しくは1月未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1月として計算するものとする。

(2) ホール設備利用料

区 分	利 用 料
ワイヤーレスマイクロホン	1本1時間につき 100円
ダイナミックマイクロホン	1本1時間につき 50円
コンデンサーマイクロホン	1本1時間につき 50円
エレベーターマイクロホン	1本1時間につき 100円
プレーヤー	1台1時間につき 100円
MDプレーヤー	1台1時間につき 150円
テープレコーダー	1台1時間につき 100円
ステージスピーカー	1式1時間につき 50円
ピンスポットライト	1台1時間につき 200円
シーリングライト	1台1時間につき 150円
トーマンタルライト	1台1時間につき 100円
ボーダーライト	1回路1時間につき 100円
アップパーホリゾンライト	1回路1時間につき 100円
ローホリゾンライト	1回路1時間につき 100円
1キロワットサスペンションライト	1台1時間につき 100円
0.5キロワットサスペンションライト	1台1時間につき 50円
ステージスポットライト	1台1時間につき 50円
フットライト	1回路1時間につき 50円
エフェクトマシン	1台1時間につき 50円
スポックス	1台1時間につき 50円
16ミリ映写機	1台1時間につき 510円
スライド映写機	1台1時間につき 340円
音響反射板	1式1時間につき 460円
ピアノ	1台1時間につき 200円
オーバーヘッドプロジェクター	1台1時間につき 100円
液晶プロジェクター	1台1時間につき 350円
コンセント	1口1キロワット1時間につき 50円

備考

- 1 設備の利用時間は、ホールの利用時間と同一として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 ダイナミックマイクロホン、シーリングライト及びボーダーライトの利用料の算定に当たっては、ダイナミックマイクロホンについては実際に使用した本数から1本を減じた数を、シーリングライトについては実際に使用した台数から4台を減じた数を、ボーダーライトについては実際に使用した回路数から2回路を減じた数を使用したものとしてそれぞれの利用料を算定する。
- 4 コンセントの使用電力量が1キロワットに満たないとき、又は使用電力量に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

(3) ホール設備以外の設備利用料

区 分	利 用 料
ピアノ	1台1時間につき 200円
液晶プロジェクター	1台1時間につき 80円
研修室パソコン	1台1時間につき 120円
研修室パソコン用プリンター	1枚につき 20円

コンセント	1口1キロワット1時間につき 50円
-------	--------------------

備考

- 1 ピアノの利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 ピアノの利用料には、調律料を含めないものとする。
- 3 研修室パソコン用プリンターについて、用紙の両面を使用する場合は、2枚として計算する。
- 4 コンセントの使用電力量が1キロワットに満たないとき、又は使用電力量に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

2 承認年月日

平成21年3月13日